

平成28年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第5号）

平成28年9月9日（金曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（20名）

1 番	林	晴 道	2 番	高 橋 秀 典
3 番	米 本 弥一郎		4 番	有 田 恵 子
5 番	宮 内 保		6 番	磯 本 繁
8 番	宮 澤 芳 雄		9 番	太 田 將 範
10 番	伊 藤 保		11 番	島 田 和 雄
12 番	平 野 忠 作		13 番	伊 藤 房 代
14 番	林 七 巳		15 番	向 後 悦 世
16 番	景 山 岩三郎		17 番	滑 川 公 英
18 番	木 内 欽 市		19 番	佐久間 茂 樹
20 番	林 俊 介		21 番	高 橋 利 彦

欠席議員（2名）

7 番	飯 嶋 正 利	22 番	林 正一郎
-----	---------	------	-------

説明のため出席した者

市 長	明智 忠 直	副 市 長	加 瀬 寿 一
教 育 長	刃 田 哲 雄	秘書広報課長	飯 島 茂
行 政 改 革 推 進 課 長	浪 川 昭	総 務 課 長	加 瀬 正 彦

企画政策課長	横 山 秀 喜	財 政 課 長	伊 藤 憲 治
税 務 課 長	渡 邊 満	市民生活課長	大 木 廣 巳
環 境 課 長	井 上 保 巳	保険年金課長	高 木 松 夫
健康管理課長	浪 川 勝 子	社会福祉課長	岩 井 正 和
子育て支援課長	大 矢 淳	高齢者福祉課長	宮 内 隆
商工観光課長	向 後 嘉 弘	農 水 産 課 長	宮 負 賢 治
建 設 課 長	加 瀬 喜 弘	都市整備課長	川 口 裕 司
下 水 道 課 長	高 野 和 彦	会 計 管 理 者	島 田 知 子
消 防 長	品 村 順 一	水 道 課 長	加 瀬 宏 之
庶 務 課 長	角 田 和 夫	学校教育課長	石 見 孝 男
生涯学習課長	高 木 昭 治	体育振興課長	加 瀬 英 志
監査委員局長	高 安 一 範	農業委員会事務局長	相 澤 薫

事務局職員出席者

事 務 局 長	阿 曾 博 通	事 務 局 次 長	花 澤 義 広
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（平野忠作） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（平野忠作） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 太 田 將 範

○議長（平野忠作） 通告順により、太田將範議員、ご登壇願います。

（9番 太田將範 登壇）

○9番（太田將範） おはようございます。

日本共産党市会議員の太田將範でございます。本日は、この場所におきまして一般質問を行いますので、よろしくお願いいたします。

一つ目としまして、大きく分けて五つの内容について質問を行います。

取りあえず一番大きな小規模企業振興基本条例ということについて質問させていただきます。

国の基本法ができて2年と少したちました。全ての自治体で小規模企業振興基本条例を制定するという義務が課せられております。その中には、市民の義務あるいは自治体の義務、県の義務、それから国の義務という形で全て網羅されております。

毎年このことにつきましては、一般質問させていただいているんですけども、基本的に作らなければならないという義務が行政の側にありますので、その準備状況についてどのような検討が行われているのか、回答をお願いします。

2 番目としましては、店舗リニューアル助成についてということで、比較的新しい制度で、特に群馬県あたりでかなりこの制度が入っておりまして、地方経済の振興にも役立っているし、商店街の振興にも役立っているということから、この制度につきまして説明を行っていただきたいことと、事業の実施についてこれからどう考えていくのかということをお答えいただきたいと思います。

3 番目としましては、住宅リフォーム助成について質問します。

今年やっと予算がつきまして、この制度が行われました。この制度をどの程度実施されていたのかと、その規模と実施した結果どうだったのかということと、波及効果はどのぐらいあったのかというようなことについてご回答をお願いいたします。

それから、聞くところによるとかなり好評だったようですので、この制度について制度的な中身をよくしていくとか、新しく制度の中身をよくしていくとか、そういった形で拡充していく予定はあるのかどうか、この辺をちょっとご回答をお願いいたします。

4 番目としまして、T P P 環太平洋経済連携協定につきましてということで質問します。

国が現在、これから国会で審議するというところで、直接旭市には関係ないのではないかと、という声が結構耳に入るんですけれども、中身をよく見ていきますと、とんでもないと、旭市に相当大きな影響があるんだということで一般質問させていただきますとともに、こういう状況があるので地方議会としても関心を持って議論していくべきだということを訴えたいと思います。

特にT P Pにつきましては、今まで農業に関しましては、3 月議会、それからほかの部分につきましては6 月議会でも行いました。

最後に、一般的な投資の部分、この部分で主に一般質問を行いたいと思います。

その中で、非関税障壁の撤廃についてということで、今まで商工業関係のほうにつきましては、影響についてまだ質問していませんでしたので、それを中心にしながらお答えをいただきたいと思っております。

非関税障壁というのはどのようなものがあるのかというようなことについて、一般的な中身と商工業関係で影響が出るのかということについて質問させていただきます。

それから、2 番目として、I S D 条項ということについて質問します。

I S D 条項というのは、国家と企業間の紛争処理という形になっておりますけれども、これがT P P の司法権に当たるような中身になっておりますので、このことについて質問いたします。

3番目として、TPPと国家主権・地方自治との関連についてということで質問します。

どういふことかと申しますと、投資の部分につきましては、非関税障壁というのは全ての領域にわたるものでございまして、市民の皆さんの生活や健康、こういったものに全て、あるいは人権といったものに全て企業にとって都合の悪いものは非関税障壁になるということなんです。例えば保育の問題、それから上下水道の問題、それから介護の問題、医療なんかの問題もまだ具体的には出てきませんが、これから出てくるという、そういう形で、市民生活にとって非常に大きな影響が出てくるということで、なおかつそれが紛争処理のISD条項とともに国家の上に企業の利益が来るという、そういう形になります。

司法権もなくなってくる。あるいはさまざまな許認可権については、問題があるということになれば撤廃させられるという形で、地方自治体や国の制度の上に企業の利益が乗っかってくるとそちらが優先されるという中身になっておりますので、そのことにつきまして国家の主権、地方自治との関連について質問させていただきます。

5番目といたしまして、一般廃棄物処理に関する国と地方の法律体系ということなんですけれども、国の法律におきましては、廃棄物処理基本法あるいは環境基本法、その下に循環型社会形成推進基本法というのがありまして、その下に廃棄物処理法と資源有効利用促進法というのがあります。あと食品リサイクル法だとか家電リサイクル法だとか、そういった個別の物品に対する規制がその下に来るという形に法律体系はなっております。それから、国の処理基本計画などありまして、県の計画があると。それから東総広域の計画がある。その下に旭市の処理計画が出てくるという形になっております。この辺の法律の関係を少し整理してもらいたいということで一般質問をさせていただきます。

2番目といたしましては、昨年7月に食品リサイクル法というのが改正になりました。特に生ごみの場合、旭市の場合、事業系も家庭系も両方一緒に焼却処理しているということで、だいたいごみの燃す量の半分ぐらいが生ごみだということで、これについての対策というのが非常に重要なことで、これからの処理計画につきましては、一番大きな問題になってくるということがあります。ですから、どういう計画を組むのかと、また食品リサイクル法というのはどういう法律なのかということについての回答を求めます。

それから、現在行われております焼却中心の処理方式でこのままでいいのかどうか、生ごみだとかそういったものの分別がきちっとできていけば焼却はほとんどやらなくても済むようになるのではないかということになると思います。ですから、これから28年の計画を作っていくという形で、どういう形でそういった中身が盛り込まれていくのかどうか、ご回

答をお願いいたします。

この場所での質問はこれで終わりにいたします。次からの質問は自席で行いますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（平野忠作） 太田将範議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、私のほうからは、1項目めの小規模企業振興基本条例について、それと2項目めの店舗リニューアル助成について、それと4項目めのTPP環太平洋経済連携協定についてのうち（1）非関税障壁の撤廃についてお答えします。

それでは、初めに、小規模企業振興基本条例の準備状況についてお答えします。

国では、小規模企業振興基本法に基づきまして、小規模企業振興基本計画が策定されており、四つの基本的施策を目標としまして、その実現に向けた10の重点施策を実施していくとしています。

また、旭市総合戦略におきましては、商工業の中長期的発展のために地域住民が商店街等に求める機能に対応した取り組みをし、関連機関と連携しまして各種制度の周知、相談等の充実に努めるとしております。

産業振興は、旭市における重要な政策の一つであります。このためには中小企業の活性化、その中でも企業数が大多数を占める小規模企業者の活性化が非常に重要であることは深く認識しております。

現在、県内では、18団体におきまして関連した条例が整備されている状況であります。市としましては、今後も近隣自治体におけます整備状況の情報収集を行うとともに、商工会や市内金融機関と連携しまして、中小企業の発展における具体的な振興施策が策定できるよう、引き続き研究させていただきたいと思っております。

続きまして、2項目めの店舗リニューアル制度につきまして、初めに（1）の制度についてお答えします。

ご質問の店舗リニューアルにおける助成や補助金につきましては、また千葉県及び県内市町村での実施状況を調査しましたところ、実施の自治体は確認できませんでした。しかし、関東地方では、東京や群馬県などの一部の自治体が実施しているようでございます。

どの自治体の制度におきましても、補助対象事業としては、店舗改修費用や付随した備品の購入などおおむね同じような内容で、補助率につきましては2分の1という率が多く見受けられております。また、補助限度額につきましては10万円から100万円と、団体によって

異なっております。

旭市では現在、店舗等のリニューアルそのものに対しての補助制度はない状況でございますが、昨今の経済状況下において、旭市でも商店街等の活性化については非常に重要な取り組むべき事項の一つでありますので、千葉県や近隣自治体等の動向を注視しまして研究したいと考えております。

事業の実施でございますが、店舗等事業におけるリニューアルに関する補助金につきましては、リニューアルの工事等の受注者にも受注機会の増大が見込めるため、経済効果についても期待できますが、当然市の歳出も増えるというリスクもありますので、慎重に検討していく必要がございます。まずは、既存の制度であります旭市中小企業資金融資の設備投資枠の活用を進めていきたいと考えております。この制度につきましては、市が利子補給を行うことで事業者は実質超低金利で融資が受けられるものですが、こういった制度の活用の推進を図っていききたいと考えております。

また、リニューアルに対します補助金であります、空き店舗活用補助の制度などもありますので、これらを有効に活用いただけるよう、制度の紹介や周知等の徹底を図ります。

さらに、市の制度と併せまして、国の制度でございます小規模事業者持続化補助金などの店舗リニューアルに活用できる制度の紹介についても商工会等と連携を図って積極的に行い、商業の振興に努めたいと考えております。

続きまして、T P P環太平洋経済連携協定について、（１）の非関税障壁の撤廃についてお答えします。

T P Pにつきましては、政府が対応している案件ですが、いまだ国会で関連法案が審議中ですので、地方自治体としましては、与えられた情報を基に、地域経済における影響の推測をするなど、常に受け身の立場と言えます。また、非関税障壁の撤廃においても政府の見解と有識者団体での意見が分かれているケースも見受けられるなど、さまざまな情報が錯綜しており、地方自治体では正確な情報の収集を行うことが大事であると考えております。いずれにしましても、旭市の商工業や観光などに具体的にどういった影響があるのか不透明でございますので、市としましては国の動向を注視していききたいと考えております。

以上です。

○議長（平野忠作） 都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） それでは、都市整備課のほうからは、３番の住宅リフォーム助成についてお答えいたします。

初めに、制度の利用状況についてお答えいたします。

住宅リフォーム制度の利用状況につきましては、今年度、現在の段階で受け付け件数が36件ございました。

補助金の交付決定額ですけれども、485万4,000円ということで交付決定してあります。

このリフォーム事業の中での主な工事内容でございますが、外壁につきましては、塗装ですとか張り替え、あと屋根の塗装、やはり同じようにふき替え、あとサッシの交換ですとか、建物内部ですと洗面所、浴室、トイレの改修、そういったことが行われております。

それとリフォーム工事、この事業について申請者の方が持ってきました見積書、そういった中で工事の総額、その辺を見ますと約6,700万円の工事が発注されたというような状況です。ですので、事業効果といたしましては、補助金の約13.8倍程度というふうに考えております。

それと、2番目の制度の拡充についてです。

事業については、他市の状況も見まして今年度の予算を見積もりましたが、今回、受け付けを締め切った後に問い合わせが20件ほどありました。ですので、少し少なかったかなと思えるところもありますけれども、本年度の受け付けの事務を行ったところでは、現在の段階では、特に市民の方からそういったご意見や要望といったところは出ておりません。

制度の拡充ですけれども、今後、市民の皆様からそういった面でいろいろご意見、ご要望もあろうかと思えます。その辺も十分参考にいたしまして、県や近隣市町村の状況、そういったことも見ながら、できるだけ多くの市民の皆さんが利用できる制度となるように努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（平野忠作） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 総務課からは、大きな4番の（2）と（3）につきましてお答え申し上げます。

先ほど商工観光課のほうからもお答えしたとおりでありまして、このTPP環太平洋パートナーシップ協定の締結についての承認を求める件、それからこの締結に伴う関係法律の整備に関する法律案、それぞれ国会でまだ継続審議中であります。ということでありまして、国において継続審議中のことについては、市といたしましては、その推移を少し見守っていききたいと、この場でこれについての意見というのは差し控えたいと、そのように思っております。

○議長（平野忠作） 環境課長。

○環境課長（井上保巳） それでは、環境課からは、5項目め、一般廃棄物処理についてお答えをいたします。

まず1点目ですが、法体系ということでございました。

一般廃棄物処理に関する法体系、概要ということで、議員もおっしゃった内容とだいぶ重複しますけれども、簡単に説明をいたします。

国では、環境基本法という上位法のもとに循環型社会形成推進基本法がありまして、さらに廃棄物処理法や資源有効利用促進法によって廃棄物の適正処理や再生利用の推進について定めております。

千葉県においては、千葉県環境基本計画を策定し、それを具体化する個別計画として、廃棄物処理法の規定により千葉県廃棄物処理計画を作成し、さまざまな環境施策を市町村と連携・協力のもと推進しております。

市町村においても環境基本条例のもと、環境基本計画を策定した上で、廃棄物処理法の定めによりまして、区域内の一般廃棄物を適正に処理するために、一般廃棄物処理計画を策定しております。

旭市及び東総地区広域市町村圏事務組合では、平成25年3月に一般廃棄物ごみ処理基本計画を作成しており、一般廃棄物の発生量などの見込みや排出の抑制及び再利用に関する施策方針等をここで示しております。

続きまして、2点目、食品リサイクル法下の生ごみ処理についてということでございます。

食品リサイクル法、ちょっとこれも長くなります。食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律ということでございますけれども、この内容は、食品廃棄物の発生抑制、食品循環資源の再利用、熱回収並びに食品廃棄物の減量に取り組むことで、循環型社会の構築を目指し、平成12年に制定されたもので、19年に一部改正しております。主に食品メーカー、卸売・小売業者、飲食店などの食品関連事業者が中心的な役割を担い、取り組んでいるところでございます。

そんな中、昨年、平成27年には新たな基本方針が公表されました。そこでは、市町村においても一般廃棄物の処理に責任を有するものとして、食品循環資源の再生利用が地域の実情に応じて促進されるよう、必要な措置を講じるよう努めることとしております。また、家庭から発生する食品廃棄物の発生抑制、再生利用等につきましても市町村が中心に、促進のため必要な措置を講じるよう努めることとされております。

これまでの市の施策ということでございますが、旭市では、家庭系の生ごみ等の発生抑

制・再資源化のための施策としましては、生ごみ処理機等の購入補助を行っております。また、分別の指導はもちろん、生ごみの水切り等の啓発活動を行っております。事業系の一般ごみ全体の減量化ということでは啓発は行っておりますけれども、事業系の食品リサイクル法に関連した施策としましては、現在、市内の食品関連事業者に対して十分な指導、広報活動はできておりませんでした。

今後の対策としましてですけれども、食品事業者に対しましては、食品リサイクル法に基づく発生抑制、また飼料や肥料などへの再生利用について啓発を行っていきたいと考えております。特に再生利用としましては、市内にもありますけれども、食品リサイクル施設、こちらの活用促進などPRを行っていきたいと思っております。

また、家庭からも食べ残しなどの食品残渣の減少や、また水分を減少するためごみを出す前に十分な水切りを実施していただくよう広報等へ掲載もしておりますけれども、今年度は啓発のため、産業まつりのほうへ出店を予定しているところでもございます。しっかりと推進して、減量化に努めていこうと思っております。食品残渣だけでなく、全てのごみの減量化を推進するため、3Rを推進して、もったいない精神を生かした施策を推進していきたいと考えております。

続きまして、3点目になります。焼却中心の処理方法からの転換ということでございます。

現在、旭市ほか3市の焼却施設につきましては、稼働開始後20年以上経過しておりまして、老朽化が進行しております。これらの施設の更新は緊急を要しているところでございます。また、生活環境及び自然環境を保全するため、排ガス等の環境負荷を低減する設備への転換を図る必要性もございます。

東総広域圏事務組合では、平成25年3月に策定しました一般廃棄物ごみ処理基本計画において減量化の目標を達成するため、ごみの発生抑制、排出抑制、ごみとなるものの再利用、発生したごみの生成利用など、環境保全に向けた施策を示しております。今後も減量化に向けた施策を推進していくものと考えております。

さらに、現在はごみ処理施設の規模を1日当たり204トンとしておりますけれども、最終的には、ごみの減量化を実施した上での直近の3市のごみ量の実績、こういったものを基に再度施設規模の算定を行う予定であると聞いております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 太田将範議員。

○9番（太田将範） では、順番に応じまして、小規模企業振興基本条例について。準備状況

につきましてはあまり進展していないというような話でございますけれども、なぜ進展していないかといいますれば、この条例は理念的な条例なんですね。ですから、もうひな形、だいたいあるんですよ。ですから、あと市長が作れとおっしゃればすぐにスタートできるというふうに私、思うんですけれども、そういう考え方は市長、ございませんでしょうか。

○議長（平野忠作） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、再質問にお答えします。

議員おっしゃりますように、この条例につきましては、基本理念を定めたものでございます。先ほども言いましたように、これに関連する条例につきましては、県内で18団体が設置状況でございます。先ほども言いましたように、基本理念ということで、そのような形で条例の整備が進まないというのも一つあるかもしれませんが、今後は関連する経済団体、例えば商工会、農協とか漁協とか、そういう部分の方にその制度についての要望、そういうのも確かめて進めたいと思います。

以上です。

○議長（平野忠作） 明智市長、どうですか。

明智市長。

○市長（明智忠直） 今、担当の商工課長から話がありましたように、いろんな方面、この商工会やら雇用対策協議会とか、いろいろ中小企業、小規模企業の関連する諸団体もありますので、よく打ち合わせをしながら進めていきたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（平野忠作） 太田将範議員。

○9番（太田将範） だいたい市長の私的諮問機関みたいな形で作って、それが議論を深めるということで、まずその辺をつくってゴーサインを出さないと一歩も進んでいけないというのが実態なんですね。ですから、具体的な施策だとか政策というのは、その場で議論された後に作ればいいということになりますので、その辺の議論は全くなくて、理念的なものはもうだいたい出ていますので、市長の決断次第ということになろうかと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

全くその辺は決断をしないということでございましょうか、もう一度お願いいたします。

○議長（平野忠作） 太田将範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 千葉県内でも18団体ということでありまして、いろいろ先進事例も参考にしながら、そういった方向で商工観光課に取り組みさせていきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（平野忠作） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 前向きにやっていただけるということですので、次に進みたいと思います。

店舗リニューアル助成についてということでは、制度についてはだいたいご説明いただきましたのでいいかと思います。

市長も前回質問した時に、こういうのも必要かというような感想を述べておられましたけれども、具体的な施策として、そういう方向で考えているのかどうか、ちょっとお答えをいただければと思うんですが。

○議長（平野忠作） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 店舗リニューアル制度の部分ですね。

これにつきましては先ほどもお答えしましたように、今既存の制度がございます。というのは、融資制度また空き店舗とかそういうものがございますので、それらで対応できるかなと担当課のほうでは判断しておりますので、先ほども言いましたように、今後につきましては、近隣での取り組み、県内ではまだ取り組んでいるところがないということがございますので、そこら辺も確認しながら研究していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（平野忠作） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 先ほど来、商店街が非常にシャッター街化していると。まだ旭市はいいほうで、ほかの所ですともっとひどい状態になっておりますね。結局商店街みたいな形の所で集まれるところがないと、これから高齢化社会を迎えますと介護難民みたいな方々が出てきちゃう可能性があるわけです。今、旭市の場合、商店街の方々が七夕まつりだとかさまざまな伝統的な行事、こういったものを行っておりまして、文化的な活動も常に行っておりますので、そういった方々が増えていくという、そういうことが必要になろうかと思います。

また、開業する形で、例えば小さな商売、そういったものをやはり中心街に呼び込んでいく必要があるんじゃないかと思います。大きな商店だとかそういったものではなくて、例えば定年退職した方が自分が作っていたものをそこで並べて販売するとか、工芸品を作ってい

た方々が簡単に開業できるような、そういった形として起爆剤となるような形での検討として、ほかの制度もありますけれども、そういった形での具体的な助成金として出すという、そういう形というのがいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（平野忠作） 太田將範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 今ご質問のありました空き店舗、それと創業支援ということでございますが、空き店舗につきましては、先ほど言いましたように、空き店舗活用事業というのがございます。これにつきましては、空き店舗を活用して事業を行う場合に、改修費として2分の1、最高限度額として100万円、またはそこを賃貸するわけですから、そのような場合につきましては、月額5万円の賃貸料2年間継続という形がございます。

また、創業支援でございますが、今回、国から認定を受けました創業支援事業というのがございます。その新規の創業者についても積極的に今支援を行っておりますので、その効果等を併せて研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（平野忠作） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 創業支援にしても空き店舗対策にしても非常に政策が錯綜しているといえますか、いろんなところからいろんな案が出ていまして、これにつきましては、商工観光のほうでかなり整理して、特に融資制度の問題、これにつきましては一覧表みたいなものを作って事業者の方々に配れるような、そういう形を考えていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（平野忠作） 太田將範議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 企業の融資制度でございますが、これにつきましては全て市内の金融機関でお借りいただくこととなっておりますので、必ず金融機関のほうで計画書とかそういう申請書を作成する部分がございます。また、それらにつきましては、必ず商工会のほうを経由してございます。それらの金融機関及び商工会のほうでは、年数回私のほうで打ち合わせしてございまして、その制度及びその融資の利率等につきまして窓口配布してございます。

以上です。

○議長（平野忠作） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 次の住宅リフォーム助成につきまして再質問させていただきます。

制度の利用状況ということでは、もうほとんど1日で完売しちゃったというような話でございまして、非常に期待が大きいということを私もつくづく感じておるんですけども、1番目の（1）として、利用状況につきましては分かりましたので結構ですが、（2）としまして、制度を例えば現在の工事種目を増やすとか、あるいは金額をもう少し変えていくとか、そういった制度的な改善とかいうことは考えていないんでしょうか。

○議長（平野忠作） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） 制度の拡充ということです。

先ほどもちょっと申し上げましたけれども、今年度実施した中で、確かに問い合わせ等を多くいただきました。ただ、その中で、今年どうしてもというようなご意見はなかったところ です。確かに住宅のリフォームということで、居住するのに緊急の危険性、そういったものはそれほど高くないのかなというところもありますので、拡充の部分につきましては、来年度の事業の中で市民の皆さんのいろいろお話等も聞きながら、制度内容あるいは事業の予算規模、そういったものを十分検討いたしまして実施したいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（平野忠作） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 市長にお願いがあるんですけども、たった1日でもう終わっちゃったということですので、もう少し受け付け期間等含めまして長く使えるような規模にするためには、やはり今後12月議会あたりに補正を組んでみたらいかかと思うんですけども、ぜひお願いしたいんですが、その辺のお考えをちょっとお聞かせください。

○議長（平野忠作） 太田將範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） この事業については、今年始めたということの中で、期待感がかなりあったのかと。今まで予定していた中で、そういった補助事業があればやろうというようなことがみんなにそういった期待が持たれたと、本当に素晴らしい事業になったのかと、そんなように今思っているところであります。

1日で申し込みの限度額が終わってしまったということもありますけれども、先ほど課長から話がありましたように、その後について特にそういったいろいろな不満とかそういった部分もないというようなことでありますので、来年度予算については予算額をもう少し増や

したいと、そのような思いの中で、補正予算で3か月くらいの中でリニューアルできるというような部分もあろうかと思えますけれども、来年度回しというようなことに今の状況では考えているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（平野忠作） 太田將範議員。

○9番（太田將範） では、次の4番目といたしまして、T P Pの問題について質問させていただきます。

非関税障壁の撤廃についてということなんですけれども、先ほど申し上げましたように、非関税障壁というのはあらゆるところにあるわけです。それが市民生活に直結している部分というのは相当あると。例えばアメリカ型の保育とか介護、そういったものにつきましても、もうほとんど民間の契約ですね。そういった形のものを日本の例えば公契約でやっております介護だとか子育て支援、こういったものが非関税障壁だということになりますと、向こうの企業から、次のI S D条項になるんですけれども、訴えられちゃうわけですね。もうアメリカのほうのルールがこちら側に全部来ちゃうわけですから、とても済まないということです。

例えばT P Pの問題というのは、要するに規制緩和と自由化と民営化、それからそれを徹底的に推し進めるということが求められているわけです。例えば知的財産の問題につきましても、当市に関係するものから全て、それから県とか国とか市が許認可で出す問題、それから公営で行っております水道事業だとか下水道事業、こういったものはもう全て規制の対象になってくる可能性があるわけですね。

例えばアメリカの水道会社が、水会社が旭市の水道を訴えたと。我々がもうけができないのは旭市が悪いんだということになりまして訴えられますと大変なことになってくるわけです。ですから、T P Pというのはそういう怖い法律だと、条約だということで、その中身が全く漏れてこないと。

私も、ほとんど漏れてきた情報を基にして発言していますのでそれほど正確ではないかもしれませんが、やはり見てみますと、今までアメリカから構造協議で日本に迫ってきた内容、それからアジア金融危機だとか中南米の金融危機、ここでI M Fが構造改革と民営化という形で押しつけていったと。その中身が全て盛り込まれているのがT P Pだと。どうということになったかといえ、ボリビアなんかですと水道事業が民営化されていますよ。外国の企業に売り飛ばされてしまった。国営企業はほとんど二束三文で売り飛ばされたというような形になっています。ですから、非常に怖い法律なんです。ですから、危ないもので

すから皆さん方に出して議論せよと言えないわけです。

WTOの場合は、一文字まで全て翻訳されて各国の議論に付されているわけですが、今回の場合は全く秘密主義です。ですから、非常に非民主的ですね。ですから、こういった中身につきまして地方自治体の議会としましてもやはり注意すべき中身だろうと思います。ですから、この辺、非常に危険だということで注意を喚起したいということで一般質問させていただいているということでご理解いただきたいと思います。

次に、I S D条項につきましてですが、これは投資家が国や地方政府を訴えることができるという法律です。地方政府だとか国は投資家に対して訴えることができないと。片方側の問題です。ですから、その時のための法律がI S D条項という形となっております。ですから、そのI S D条項の中で非常に危険だというのは、間接収用ということです。日本の法律の場合ですと、損害があった場合は、その損害額に対して客観的に見て裁判所が損害賠償しろという形になろうかと思います。ところが、この間接収用というのは、今現在行われている損害を想定だけでいいんですね。それから、将来予想される損害額を見積って賠償するというのができるわけです。それをI S Dの仲裁委員会が判断して、それは判決は簡単に出ます。3人だけです。民間の人たちが要するに国を完全に訴えることができるということで、非常に危険な条項なんですね。ですから、これにつきましては、非常に問題があると。

先ほど言いましたように内国民待遇、要するに日本の国と一緒にものを作れという形になりますし、最恵国待遇だとかという形の中身も入ってきます。ですから、例えば知的所有権の問題でいいますと、あるいは商標権でいいますと、例えば僕が旭市のあさピーのロゴを勝手に作って商品売り出したということになりますと市から文句が来るとは思いますけれども、賠償請求せよということは多分言っていないと思うんですね。市長は優しいですから。ところが、アメリカの場合ですと、だいたい15万ドル請求が来ると。それから旭市のマークがありますね。こういったものを勝手に使用しますと商標権の侵害だということで、完全に問題になります。ですから、そういったものを専門に特許侵害だとか、そういったものをやる業者がいるんですね。一つの産業になっているというのがあります。ですから、それが全て特許権の問題、それから商標権の問題、それから投資に関する問題全てに出てくるわけです。ですから、このI S D条項というのが非常に危険だということで警鐘を出しておきたいと思います。

言いつ放しになっちゃって悪いんですが、I S D条項につきまして国連から2月4日のニュージーランドで行われた会議の時に警告が出ているはずなんですね。どのようなも

のがあったかお答えいただければと思います。

○議長（平野忠作） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 国連から出されたものということであります。これについては二つ、A規約とB規約あると思うんですけれども、市民的及び政治的権利に関する国際規約、それと、これがB規約ですね。A規約については、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約ということで、この中の19条、25条に違反するのではないかという文書が出されたということで、それは確認してございます。

ただ、I S D S条項なんですけれども、このI S D S、一言申し上げれば、これまで日本が締結したほとんどの投資協定、それから経済連携協定の投資の章で盛り込まれているものでございます。日本政府が既存協定に基づくI S D S手続きによって訴えられたという事例は、まだ全くありませんということも申し上げておきたいと思います。ですので、この部分については、それぞれ意見が分かれているところであるということでご回答申し上げたいと思います。

○議長（平野忠作） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 国連の勧告では、完全に国連の規約に違反すると明確に申し上げておりますよね。特にこのI S D条項につきましては、国家は投資家を訴えることはできない、投資家は国家を訴えることができるということでの一方的なことになっております。ですから、こういう規定もあることから、慎重審議を要求していくということにつきましては、警鐘を鳴らしておく必要があるんじゃないかと思います。回答は結構です。

次に、T P Pと国家主権・地方自治との関連につきましてということですが、先ほどから申し上げているように、完全に投資家が上であって国家が従属していくと、要するにそういうシステムができちゃっておりまして、地方自治も国の法律もそれに倣わされていくと、あるいはこれから出す法律でこれにひっかかりそうなものは全てそんたくしてやめてしまうということが実際起きています。韓国のF T A交渉では、ソウルの学校給食がT P Pにひっかかるんじゃないかということから、要するにその地域でとれた食材を使うという条例を廃止しちゃったと、そういうようなこともあります。ですから、旭市でいいますと旭市の給食を旭市の食材で賄いましょうというような、そんなことをやりますとかなりひっかかってくる可能性が出てくると。ですから、非常に危ないということで、地方自治体の上に出てくると。

司法権でいいますと、先ほど言いましたI S D条項にひっかかってくるということになり

ますから、これも普通の日本の国内法では、損害なんかはきちっと確定した段階で損害賠償、直接収用という形になりますので、そういった形で日本の法律が通用しなくなるということになりますので、この辺につきましては、地方自治体や国の政策に相当大きな影響を与えるし、地方自治体は損害賠償を請求される可能性があるというふうになりますので、国家や地方自治体の上に企業が来るという形になろうかと思います。

この辺の関係につきましては、問題があるのではないかということからちょっと質問させていただきます。

○議長（平野忠作） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 内容まで踏み込んでご回答するのはどうかというところもあります。

先ほども申し上げたとおり、それぞれの解釈については、意見が分かれているところでございます。一つ申し上げれば、この政府調達の関係、我が国の約束の内容というところは、WTOの政府調達協定において約束しているものとほぼ同じだというふうに私は聞いております。現行の国内の調達制度を変更したり、政令指定都市以外の市町村等新たな市場を外国企業に開放したりするものではないというふうに聞いておりますので、その辺もそれぞれ意見が違ふのか。今現在、冒頭申し上げたとおり、国会で審議中でありますので、その経緯を見守ってまいりたいと、そのように考えております。

○議長（平野忠作） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 政府の言っております小冊子、それについてはそう書いてありますけれども、よくよく最近、翻訳が出てくるということになってきますと、新たな情報がどんどん出てくるわけですね。それにはそうならないというふうな形での報道が非常に多くなってきました。ですから、その辺は警鐘を鳴らしておくということで、一般質問は次に移させていただきます。

一般廃棄物処理に関する国と地方の法律体系ということなんですけれども、法律体系につきましてはこういう形になっておりまして、上位計画と下位計画と一番下っ端に旭市があるということになると思うんですけれども、これについてはやはり整合性ということが必要になると思うんですが、この辺についてはいかがでしょうか。

○議長（平野忠作） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） 計画の整合性ということでございます。

現在、旭市のほうでは、県のほうが32年の目標ということで、1人1日当たりの家庭系ごみの排出量を500グラム以下にするというふうな計画を立てております。これに對しまして旭市では、ちょっと年度はずれますけれども38年の目標ということで、旭市では488グラムということでございます。同じように鉾子市では700グラム、匝瑳市では403グラムということで目標を立てておるところでございます。

整合性ということでございますけれども、当然上位計画ということで、その目標は頭の中に入れながら現状、市の状況を見まして、それに沿った目標ということで計画を考えていると思います。

計画後5年たっておりますので、29年度に見直しを行う予定であります。今言った国や県の目標も参考として、適切に減量化の目標を設定するという考えでございます。

以上です。

○議長（平野忠作） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 国の三つの大きな法律がありますね。それとその考え方がどうも下位計画になっていくにしたがって、東総広域のあたりから、県のあたりはかなり大胆な削減計画が載っているんですけども、だんだん下になるにしたがって数値が低くなっていくと。特に再資源化率とか、そういったものの比率が非常に、県の場合は3割前後ですけども、旭市の場合はそれほど行っていないと。東総広域の場合もほとんど変わらないということで、その数値が10年来ほとんど変わっていないんですね。ですから、そういった点での大胆な計画が、やれと言っているのにやらない、そういう形になっておろうかと思います。ですから、29年にやる場合には、きちっとしたそういった形での上位計画との整合性というようなことについては、十分考えていただきたいと思うんですね。

それと、もう一つはやはり3市におけるごみの排出量、これはまるっきり違いまして、例えば鉾子市の場合、家庭用の先ほど、家庭のごみで七百幾つかという数値ですね。削減計画、10%ぐらいですから、とても500グラムを切れないわけですよ。ですから、もうはっきり言って鉾子市の場合は、半減するぐらいの計画を立ててもらわないと500は行かないというようなことになろうかと思いますね。

そういった形で3市における状況が違い過ぎるということから、もう少しその辺のすり合わせといいますか、計画を作る上での特に三つの市が一緒にやっていくという東広の問題がありますので、その辺につきましてやはりスタートラインをそろえていただかないとなかなかうまくいかないのではないかと思います。その辺いかがでしょうか。

○議長（平野忠作） 太田将範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） お答えします。

確かに3市における1人1日当たりのごみ排出量を比べますと、銚子市の排出量が多いのは分かります。これにつきましては、それぞれの地域の産業構造また生活習慣等の違いが少なからず影響しているのではないかというふうに考えているところでございます。

そんな中でも、現在、広域の基本計画では、目標、平成38年度ですけれども、1人1日当たりの総ごみ排出量ということで、銚子市は10%、旭市は5%、匝瑳市は3%ということで、削減をそれぞれ目標数値は違いますが、立てております。今後ごみ量のさらなる減量化を図っていくことが必要でもございます。東総広域におきましても構成市のごみが徐々に均等化されるように、そういった計画を立てていくものと思われま。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 太田将範議員。

○9番（太田将範） だいたいこの数値に関しましては、私も東総広域の議員をやっておりますので、その前後からの数値はだいたい分かっております。それを見ますと、やはりある種の削減率が非常に低いと。ちゃんとした行政をやっているのかどうか、この辺非常に私、問題にしたいと思うんですね。でないと、匝瑳市や旭市のごみは少ないのに銚子市のごみを燃すために旭市の税金が使われるというふうに言われても仕方がないんじゃないかと思うんですね。ですから、これにつきましては、市長は東総広域のボスをしていますので、その辺についてはきちっとした申し入れをやっていたいただきたいと思います。

次に、食品リサイクルのスタンドの生ごみ処理ということですが、先ほど課長おっしゃっていたように、生ごみというのは非常に……

○議長（平野忠作） 太田議員、1番終わりました。どうぞ続けてください。

○9番（太田将範） 次へ行っています。2番目です。

さっきおっしゃったように、やはり生ごみというのが非常に問題があるということははっきりしているんですね。だいたい食品リサイクルで出てくる中で、4分の1が全く手つかずのまま生ごみで出てくると、食品リサイクルで出てくる。これを減らすだけで4分の1減るんですね。

それから、先ほど課長、あまり言わなかったんですが、リサイクルということになりますと、リサイクルといいますか、再生使用ということになりますとフランスあたりでは、

例えば百貨店だとかスーパーだとかそういったところで余った食品につきましては、フードバンクに出しなさいという法律が決まっているそうです。それによって食品の中でかなりの部分がそういった低所得者の方々に、あるいは高齢者の方々に供給できるものが出てくるということになると思います。家庭の中で余分なものを買わないというのも一番大切なことなんですけれども、特に生ごみのうち4分の1がほとんど手つかずのままごみになっていくということがあろうかと思います。これらについてはやはりきちっとした対応をしなければいけないというふうに思います。

それから、先ほどおっしゃったように、次にやるべきことは食品の生ごみを、家畜のえさになるものは家畜のえさに回していくと。ヨーロッパの畜産というのは、かなりこの部分が多いんですね。ですから、生ごみはほとんど出てこないという形になります。

それから、2番目として、ちょっと品質の悪い生ごみにつきましては、ほかのものと一緒に入れて肥料にしていくという形が一般的です。その中で例えば出てくるメタンガスなんかをバイオガスによって発電していくという施設がヨーロッパではかなり出てきているというふうになっています。ですから、それらを全てやった残りを焼却処分するということがやはり正しいごみ処理の仕方じゃないかと思うんですね。

そうしますと、ごみの量がまるきり変わっちゃうわけですよ。生ごみが半分近いですから、これがきちっと分別されて処理されれば水分もなくなりますし、恐らく燃料費も非常に少なくなる、そういうことになろうかと思います。

次にやらなければならないのは紙類ですね。これはまだかなりまじっていますので、鎌倉市あたりですとペーパーミックスという形で、非常に小さな紙くずまで全てプレスで固めて、こんな箱みたいなものを作っています。ですから、そういう形での資源回収をやっていますので、そうしますと紙と生ごみがなければ、あとは再資源化するものがあればほとんどの形で消えていってしまうんですね、ごみが。そうしますと、燃す量が非常に少なくなる。ですから、とても204トンというようなシャフト炉はいらないという、きちっとやればできるといことなんですね。韓国あたりは10年かけないうちにごみの量は燃すのをなくしたという形になっています。

これだけ大きな高炉をたくさん造って燃しているのは日本だけです。だいたい世界の大型焼却炉の半分が日本にある。一生懸命高いエネルギーを使って燃しているわけですね。ですから、焼却処分というのは最終の最終の最終ですね。これでなければいけないというのが世界的なごみ行政の標準なんです。ですから、これに向かったような計画を29年で立ててもら

いたいと思うんです。

その辺どういうふうにお考えになっているのか、ちょっとお聞かせいただけますか。

○議長（平野忠作） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） お答えします。

確かに生ごみが減ればごみの量は大きく減ると思います。

また、先ほど再生利用ということで、フードバンクということをおっしゃっていました。これも今、全国でこれから始まる、始まっていくというような状況かと思います。そういった先進の事例をいろいろ勉強しながら、旭市でも、3市においてもごみの量をまず基本的には本気になって減らそうという取り組みは確かにしております。

紙類につきましても実際に燃えるごみの中に紙類として使える資源が入っているような状況も確かにございます。しかしながら今現在3市において広域化ということで、33年度稼働ということで目指しております。それを目指しながら、ごみは確実に減らす、資源化を進めるという方針をしっかりと推進しながら33年の稼働ということは、基本的にはこれを目指していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（平野忠作） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 時間がありませんので次にまいります。

3番目の焼却中心の処理方式からの脱却ということで、先ほど来私も申し上げていますがけれども、サーマルリサイクル、要するに熱回収というのは非常に最後の最後という形になるかと思います。ですから、現在行われている焼却の方法が中心になっていきますけれども、これをどういうふうに転換していくかということが重要なことだろうと思うんですね。

その辺についてどう考えているのか、ちょっと市長のほうからお聞かせいただければと思います。

○議長（平野忠作） 太田將範議員の質問に対し、答弁を求めます。

太田議員、ちょっと前置きが長いもので、皆さんが整理するのがかなり苦労しているようですので、もっとすっきりした形で質問をお願いされたらどうでしょうか。よろしくお願いします。

○9番（太田將範） 今のごみ処理の形態は、燃すのが前提なんです。ですから、これをやめましょうということで、どうお考えですかということです。

○議長（平野忠作） 明智市長、答弁をお願いします。

○市長（明智忠直） いろいろ住民サイドからすれば、費用対効果といいたいでしょうか、コスト面、再利用にしましてもそういったいろんな問題を抱えているわけでありまして、確かにごみの量を少なくすれば焼却炉も小さくて済むというようなこともありますし、東総広域でも各市にごみの減量ということを訴え続けているわけでありましてけれども、なかなかそれが徹底しないということもあります。これからもPR、周知徹底の広報活動、あるいはまたごみの、29年度に28年度いっばいのいろんな現状を把握しながら新しい3市に賦課する額の割合が決まるわけでありまして、そういった部分でも新たにそういった減量について目標を厳しくやっていきたいと、それを踏まえて炉の決定をしたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（平野忠作） 太田将範議員。

○9番（太田将範） このことは一般質問で予定していなかったんですけども、ごみの焼却ということで関係ありますので、先日、滑川議員のお話ですけども、要するに迷惑施設を造るのに補助金を出すと。1年間に1,000万円、20年出すという話がありましたけれども、具体的に旭市で今までそういうような形での補助金を出していたことがあるんでしょうか、お答えください。

○議長（平野忠作） 太田将範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。
環境課長。

○環境課長（井上保巳） 具体的にということでございます。

迷惑施設ということございまして、クリーンセンター、あと最終処分場、グリーンパークがございます。旭市のほうでは、クリーンセンターにおきましては暫定的なものです。平成32年度までということで、地元貢献策ということで、平成4年の設立から約265万円ほど地域のほうに貢献策ということで、これはお支払いをしております。また、グリーンパークにおきましても地域の整備の資金であるとか、そういったものに対して支払っている事実がございます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 1年間に1,000万円というのは非常に大きいですね。行政改革からいえば、こういう補助金というのは真っ先に削るものだというふうに私、考えるんですけども、その辺どのようにお考えでしょうか。私はそう思いますよ。とにかく補助金をカットしていくのはやっぱり行政改革の中で一番の早道だと思いますので、それはやらなければならない

ことじゃないでしょうか。

○議長（平野忠作） 太田将範議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 一番最優先で考えてもらいたいことは、地元施設を持ってきて、地元の住民の皆さん方が納得してくれてその土地を放してくれるのかどうかということが一番最大の問題でありまして、それについてこれまでずっと地元の協議会と検討してきたわけでありますので、その辺はご理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（平野忠作） 太田将範議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時25分

○議長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

◇ 磯 本 繁

○議長（平野忠作） 磯本繁議員、ご登壇願います。

（6番 磯本 繁 登壇）

○6番（磯本 繁） 議席番号6番、磯本繁でございます。

平成28年第3回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

先月から今月にかけて台風が多く発生し、台風、台風と騒いでいましたが、その台風もこの議会の一般質問の勢いに負けたのか、どこかに行ってしまいました。

さて、今回私からは、2項目、4点の質問をいたします。

1項目め、ごみ問題について。

本市のクリーンセンターの焼却施設は、平成4年に完成し、間もなく25年が経過しようとしています。また、最終処分場も平成27年度末で全体の7割が埋め立てられていて、残りの埋め立て可能年数も約7年ほどと聞いております。そのような中、旭市と銚子市、匝瑳市の

3市で広域のごみ処理施設と最終処分場の建設計画が進められています。

そこで一つ目として、旭市のごみの処分方法について指定袋の種類は何種類あるのか、またそれぞれの袋の価値及び容量はどのくらいか、お聞きいたします。

二つ目として、ごみ処理の広域化事業を進めている銚子市と匝瑳市の指定袋の種類と価格、容量についてお答え願います。

三つ目として、ごみステーションの設置についてその設置基準についてお聞きいたします。

2項目め、生活保護について質問します。

生活保護費の受給者は増加の一途をたどり、全国的に問題となっています。旭市も例外ではなく、生活保護扶助費は、平成27年度決算額で7億円を超えました。この生活保護扶助費の負担割合は、国が4分の3、自治体も4分の1を負担しなければなりません。このまま受給者が、扶助費が増え続ければ、市の財政にも大きな影響を与えかねません。

そこで、本市における生活保護受給者の世帯数と人数はどのくらいなのか、また受給者に対しどのような対応と指導を行っているのか。さらに、その生活保護扶助の使い方についてどのようなものがあるのか、お聞きします。

以上で1回目の質問を終わります。なお、再質問につきましては自席で行いますが、執行部の方々には、簡潔、明瞭にお答えいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（平野忠作） 磯本繁議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） それでは、環境課から一つ目のごみ問題についてということで、3点についてお答えいたします。

1点目、指定袋の種類、それと価格及び容量ということでございます。

ごみの指定袋の種類と価格ですが、旭市では、ごみの分別について大きく分けると可燃ごみ、資源ごみ、不燃ごみとしております。

指定袋の種類ですけれども、まず袋の種類、容量そして1枚当たり、これは消費税込みということで、価格という順にお答えいたします。

まず、可燃ごみは大小2種類ありまして、大が30リットルが45円、小の15リットルが25円でございます。資源ごみは4種類ありまして、かん、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装類がでございます。かんは40リットルで25円、びんは30リットルで25円、ペットボトルは45リットルで25円、プラスチック製容器包装類が45リットル、25円です。不燃ごみは1種類で、40リットル、45円でございます。合計では、7種類という袋がでございます。

続きまして、2点目、近隣市町の状況ということで、銚子市と匝瑳市の同じく指定ごみ袋の種類、価格、容量ということでございます。旭市と同じように、種類、容量、1枚当たりの価格ということで順番にお答えいたします。

銚子市になります。

可燃ごみは、大と中と小が2種類の計4種類ございます。大の45リットルが46円60銭、中の30リットルが31円90銭、小の20リットルが22円60銭、小の15リットルが17円70銭です。資源ごみは2種類ございまして、大が45リットル、18円70銭と、小が20リットル、10円30銭です。不燃ごみは1種類ございます。大が45リットル、46円60銭でございます。合計で7種類という指定袋がございます。

続きまして、匝瑳市ですけれども、可燃ごみは大と小の2種類で、大が30リットル、40円、小が15リットル、20円です。不燃ごみは1種類で、40リットルの40円です。資源ごみは大、小の2種類ありまして、大が40リットル、20円、小が20リットル、10円でございますので、合計で5種類ということになります。

なお、両市とも資源ごみの場合は、かんやペットボトルなどの袋の指定はございませんけれども、それぞれ分別をした上で、種類ごとに袋に入れるようになっているようです。

続きまして、3点目です。

ごみステーション設置の基準ということでございます。

新規のごみステーションを設置する場合には、まずステーション管理者を決めていただきまして、利用する世帯は、おおむね10世帯以上で設置の申請をいただいております。

なお、ごみステーションの場所としましては、収集作業を2トン車でっておりますため、作業が安全に行えて交通の妨げとならない場所を選定していただいております。ごみ収集の安全性や効率性を考えて、皆様のご協力をいただいております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（岩井正和） それでは、大きな2点目の生活保護について被保護者の人数、それと指導方法並びに扶助費の種類についてご質問がございましたので、お答えいたします。

初めに、旭市の生活保護受給者の状況についてお答えいたします。

平成28年8月1日現在における状況で申しますと、被保護世帯は352世帯、被保護者人数は411人となっております。この被保護者につきましては、保護費を支給するとともに、担当の職員が自立した生活に向けての援助方針を策定しているところでございます。この方針

に基づいて、稼働年齢、働ける能力のある方については、状況に応じ就労の支援を実施しております。傷病者等に対しましては、主治医や関係機関との連携のもと、治療の促進を支援しているところでございます。

受給費の使途についてのご質問もございました。生活保護の種類なんですけれども、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助等、そのほか全部で8種類の扶助がございます。これを要保護者の必要に応じて支給しているものでございます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 磯本繁議員。

○6番（磯本 繁） ご回答ありがとうございました。

それでは、一つ目の指定袋について再質問いたします。

旭市では、指定袋が7種類、銚子市も7種類、匝瑳市が5種類ということでしたが、種類が多いような気がいたします。ごみの減量化、分別収集が大切だということは分かりますが、高齢者や外国人にとっては、全てをしっかりと分別することは難しいと思われま

す。旭市にも外国人が多く住んでおりますが、この外国人に対して分別収集などのごみの出し方についてどのように周知、指導を行っているのか、お聞きいたします。

○議長（平野忠作） 磯本繁議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） 再質問にお答えします。

外国人へのごみ出し等の周知等のご質問でございます。

現在のところ旭市では、特別な対策は行っておりません。千葉県内の中では、ホームページなどで外国語によりごみの出し方などを公開しているところもあるようです。市内に在住の外国人も増えていることから、今後は外国語での周知の方法につきましても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 磯本繁議員。

○6番（磯本 繁） 続いて、二つ目の近隣市の状況について再質問します。

銚子市と匝瑳市の3市でごみ処理広域事業を進めていますが、それぞれの市でごみ処理手数料が異なっています。広域化された場合、手数料は統一されなければならないと思います。どのように変更されますか、お聞きいたします。

○議長（平野忠作） 磯本繁議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） ご質問のごみ処理広域化において、3市のごみ処理手数料の統一ということでお答えいたします。

現在、3市のごみ処理手数料につきましては、先ほども申し上げましたが、それぞれの市で異なっております。ごみ処理広域化事業を推進しています東総広域圏事務組合では、今年度ごみの減量化、分別区分及びごみ処理手数料等について調査、審議するために、新たに廃棄物減量等推進審議会を設置しております。その中で、手数料の統一についてや、また料金についても今後検討していくという予定であるということで聞いておりますので、よろしくお願いします。

○議長（平野忠作） 磯本繁議員。

○6番（磯本 繁） ありがとうございます。

再々質問。現在、旭市、銚子市、匝瑳市ではごみ処理手数料は有料ですが、県内には可燃ごみを無料としているところもあります。広域化に当たって、ごみ袋の無料化の検討はされるのでしょうか。

○議長（平野忠作） 磯本繁議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） ごみ処理広域化におけるごみ袋の無料化の検討ということでお答えいたします。

ごみ処理を有料化して受益者に負担を求めることにつきましては、市民のごみ減量化の意識を高めることができます。また、分別やリサイクルの協力をいただくことでごみの減量化が推進されて、さらにはごみ処理費用の軽減が見込めることから、現在3市ともごみ袋の代金をごみ処理手数料として徴収するいわゆるごみ処理の有料化を行っているものでございます。

ごみ処理広域化に伴うごみ処理手数料につきましては、先ほどもお答えしましたけれども、無料化を検討するかどうかも含めましてこれから協議していく予定ということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 磯本繁議員。

○6番（磯本 繁） ありがとうございます。

続いて、三つ目のごみステーションについて再質問いたします。

ごみステーションを設置するに当たり、10世帯集まらない場合や通り抜けができない場所もあると思いますが、その場合どのように対応するのか、お聞きいたします。

○議長（平野忠作） 磯本繁議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） お答えします。

ごみステーションを設置する場合には、おおむね10世帯以上が利用することを原則としておりますけれども、地域の諸事情等を考慮しまして、柔軟な対応をしてみたいと思っております。

また、通り抜けない場所につきましては、ごみの収集を安全に行うという観点から別の場所を検討いただきたいのですけれども、例えば収集車が切り返しではなくて、安全に転回できるそういった場所があればそれについては認められると思っております。

現在、市内のごみステーションの数は、27年度で約1,300か所ございます。これだけの数のごみステーションをできるだけ時間差が生じないように円滑に収集していくためには、効率的で安全なごみ収集を図るということでご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 磯本繁議員。

○6番（磯本 繁） ありがとうございます。

続きまして、2項目めの生活保護について再質問いたします。

生活保護費の中には、生活扶助費のほかに医療、教育、住宅、介護などさまざまな扶助費があるとのことですが、これらが正当な使い方をされているのか、用途について市はどのような指導を行っているのか、お聞きいたします。

○議長（平野忠作） 磯本繁議員の再質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（岩井正和） それでは、生活保護費が適正に使われているのか、また使っていない方の指導はというようなご質問でございます。

生活保護費は、保護を必要とする者に対し、それぞれの扶助の目的に応じて支給されるものでありますので、必要とする目的達成のために使われることが当然のことでございます。

日常生活に充てられる扶助費、これは生活扶助費でございますけれども、これらについては個人に委ねられるものでありまして、保護費の支給後に市が使い方を積極的に把握しているものではございません。

ただし、家賃や給食費などに充てられる使い道を限定された住宅扶助あるいは教育扶助を一般の生活費に充てたりして、ほかのことで使ってしまうようなケースがありましたら、市のほうで扶助費の的確な使途について指導することになります。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 磯本繁議員。

○6番（磯本 繁） ご回答ありがとうございました。

先日の新聞に、生活保護費の受給者と担当職員のやりとりの記事が掲載されておりました。記事の内容は、生活保護費の受給者が元弁護士で、その言い分が次のようなものでした。

日本国憲法第25条では、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」とされており、パチンコ店は遊技場という前提があり、遊技場で遊ぶことは文化的な最低限度の生活の範疇であり、生活保護扶助費をパチンコに使うことは問題ないだろうという言いわけです。もらった金をどう使おうと俺の勝手だろうというものでした。

また、職員が働き口、就労の支援をしても、働きたくても働く場所がないとの言いわけばかりで、ハローワークに行ったのは1回だけ。実際には、ビル掃除、深夜警備、運送業、梱包などの作業など求人はいくらあるのに、自分に合った業種がない、だから働かないというものでした。

生活保護の問題は、新聞にも記載されているくらい全国的に問題になっております。このようなことが日常的に繰り返されているようであります。今後も、生活保護費が適正に支給され、職員の方々におかれましては、その使い方についての的確に指導していただきますようお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（平野忠作） 磯本繁議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時 0分

○議長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

◇ 宮 澤 芳 雄

○議長（平野忠作） 続いて、宮澤芳雄議員、ご登壇願います。

（８番 宮澤芳雄 登壇）

○８番（宮澤芳雄） 議席番号８番、宮澤芳雄です。

平成28年度旭市議会第３回定例会におきまして、一般質問を行います。

今年はオリンピックイヤー、リオデジャネイロでは連日熱い熱戦が繰り広げられました。私のみならず、旭市民の中でも、特に熱い気持ちで観戦をされた方がいらっしまったと思います。

国民体育大会が平成22年に開催された後、日本卓球協会が、世界ジュニアの選考会をこの旭市で開催していただきたいということで、旭市と日本卓球協会、力を合わせましてその選考会を開催しておりました。

中で、皆さんも今大会でお気づきになったと思いますけれども、伊藤美誠選手、10歳、11歳、12歳と３年間、旭市の体育館ですばらしいプレーを展開して、私たちに見せてくださいました。彼女が今、15歳になりまして、すばらしいプレーヤーに成長して、今大会、日本チーム団体が銅メダルを獲得するに当たり、すばらしい貢献をされたところであります。

折しも、９月９日、本日から11日までの３日間、今度は男子世界ジュニア大会の日本選考会ということで、本日から旭市の体育館で大会が開催されております。これまでのこの旭市に対する手厚い大会に対する思いに対して、日本卓球協会がすばらしく評価をしてくださっております。ぜひともこの大会は、ずっと続けて頑張っていきたいと。

今大会、男子の選手の中から、恐らく４年後の東京オリンピックで活躍をする選手が出るであろうと、監督さんが昨日お話をされておりました。そして併せまして、市に対して、本当に感謝をしているということでありました。大変ありがたいことだと思います。これからもまたよろしく、市の方にはお願いしたいと思います。

それでは、一般質問を行います。

大きく分けて４点、１番目の防犯カメラについてですけれども、この防犯カメラにつきましては、同僚議員の木内議員がよほど前から、ぜひとも防犯カメラを旭市につけてほしいと要望されておりましたけれども、あれから10年近くたつんだと思いますけれども、その今の環境が10年前とかなり変わってきたといいいましょくか、かなり凶悪な犯罪が起きてしまっているということがあります。まさに先見の明があったと感心しておるところであります。

1 番目の（１）設置基準について。

防犯カメラは、市民が安全な環境の中で安心して生活していくために、大きな役割を果たします。しかしながら、一方ではプライバシー権などの対応等、設置基準が必要であると思われる。市では既に、旭市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱が制定されていますが、改めて設置基準についてお尋ねします。

（２）設置状況と今後の見通しについて。

犯罪が多発する近年、防犯カメラは犯罪不安の低減、捜査支援、救急医療の支援等に非常に役立っています。しかしながら、主たる目的は、潜在的犯罪者に防犯カメラの存在を気づかせることにより、犯行を抑止させることにあると思われます。市では近年、防犯カメラの設置を進めていますが、その現況と今後の見通しについてお尋ねいたします。

大きな２点目の奨学金について。

（１）現状については、一昨日、滑川議員の質問でお聞きしましたので説明は結構です。

（２）制度の見直しについて。

現在、旭市の応募資格に、学業の成績が優れていると記されています。高校、大学、いずれも入学進級時の学習成績評定平均値が、５段階評点で3.5を超えるものとされていますが、8月31日の読売新聞には、文部科学省は2017年度から大学進学者などについて、低所得世帯の学生は、平均3.5を下回っても無利子奨学金を申請できるようにする、経済的に苦しい家庭の高校生は、塾に行けなかったり、家計を助けるためアルバイトをしなければならなかったりして、成績が上がらない可能性があるかと判断したためと書かれています。

旭市の奨学金制度を利用し、大勢の学生が進学することができて大変感謝されています。旭市として平均値の見直しはできないものか、お尋ねをいたします。

3 番目、交流事業について。

（１）農業体験を通じた交流事業について、旭市は多くの交流事業を実施していますが、今年も農業体験を通じた交流事業として、ジェフユナイテッド市原の千葉レディースU-15、中学1、2年生15人が本市を訪れ、7月25日から5日間、市内の農家5軒に泊まり込みで農業体験を行っています。また、幽学の里で米作り交流では、市川市第三地区の子ども会の皆さんが、5月5日に田植え、9月11日に稲刈り体験を行っています。これらの事業の内容についてお尋ねいたします。

4 点目、ケブカトラカミキリ対策について。

これは（１）どのような害虫か、虫の生態についてお尋ねします。

(2) 県の対策について。

(3) 近隣市町の被害状況及び対策について。

(4) 本市の対策について。

市としてこれまでどのような対策をとってきたのか、お尋ねします。

再質問は自席で行います。

○議長（平野忠作） 宮澤芳雄議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 宮澤議員の一般質問に、私のほうから1番目の防犯カメラについて、設置状況と今後の見通しということについてお答えをいたしたいと思います。設置状況につきましては後ほど担当から説明をさせますが、今後の見通しということで、私のほうからお答えをしたいと思います。

防犯カメラは、安全で安心なまちづくりを推進するために、防犯上有効な設備であり、犯罪の発生の減少にもつながっていると考えております。

前の基本計画の大きな指針でありました、日本一住みよいまち旭というまちづくりを進めてきたところでありまして、そういった意味からも、安全なまちづくりを進めていかなければならないという意味でも、ぜひ必要だと考えているところであります。

防犯上、本当に防犯カメラの設置の見通しといたしましては、全国的に見た犯罪の発生状況、先ほど宮澤議員から話がありましたように多くなっているわけであります。そしてまた、市民からの要望により、かなり防犯カメラをつけてほしいというような声も聞いているところであります。

警察との連携を密にしながら、犯罪抑止効果が十分に期待できる場所、保育園や小学校、高齢者施設等を選定しながら、計画的に毎年設置してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（平野忠作） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、1番目の防犯カメラにつきまして、(1)の設置基準につきましてお答え申し上げます。

防犯カメラでございますが、駅や商業施設及び金融機関等市民が多く集まる場所、この周辺の防犯対策、それから庁舎等の管理の一環として設置しているところであります。また、旭市安全で安心なまちづくり条例を推進するため、防犯上有効な設備の一つとして考えてお

るところでございます。

防犯カメラの設置運用に当たりましては、設置基準を設けているわけではありますが、これにつきましては防犯効果が十分に発揮され、かつ不必要な画像が撮影されないように、撮影範囲を設定すると同時に、防犯カメラを運用していることを明記したステッカーを掲出しております。

管理運用に関して、旭市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱の中では、防犯カメラ管理者等の設置、それから管理者等の秘密の保持義務、画像または記録媒体の管理、画像提供の制限、苦情等への対応等厳格な規定を設けておりまして、個人のプライバシー等に配慮した運用となっているところであります。

次に、（２）設置状況と今後の見通しの中の設置状況につきまして、私のほうからお答え申し上げます。

現在、市が管理運用する防犯カメラ、これにつきましては、公共施設管理上の防犯カメラということで、例えば、本庁舎であったり総合体育館等で98台、それから街頭に設置してある防犯カメラ、これが8台あります。旭の駅前の通りであるとか、銀座通り等がございます。また、本年度新たに5台を街頭に設置することとなっております。

以上です。

○議長（平野忠作） 学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、2の（２）、旭市の育英資金の応募資格のうち、学習成績の評定平均値について見直しはできないものかとのご質問にお答えいたします。

現在、旭市育英資金の応募資格としまして、特に優れた資質を有し、経済的に修学困難な者として、学習成績の評定平均値を高校生及び大学生等、ともに3.5以上としているところでございます。これは、国の日本学生支援機構が無利子で貸し付けをしています第一種奨学金の要件に準じた成績でございます。ご承知のとおり、本市の育英資金は貸与型ではなく、返済不要の給付型であることに大きな特徴がございまして、大学生の場合、月額1万4,400円の給付を受けているところでございます。

ご質問のように、成績の基準を下げることによりまして、より多くの学生を支援することにつながるものと思われますが、現在国におきまして、新たに給付型の奨学金の創設について検討を始めたところでございますので、そこで示される学習成績の基準等の動向を注視し、本市の育英資金の充実、改善につなげてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 私のほうからは、3の交流事業について、それから4のケブカトラカミキリ対策についてお答えいたします。

初めに、3の交流事業についての（1）農業体験を通じた交流事業についての内容というご質問でございます。

農業関係の交流事業につきましては、旭市都市農漁村交流協議会が主催し、事業を行っております。初めに、ジェフユナイテッド市原・千葉レディースU-15の農業体験活動ですが、本年度は15名の選手が市内5軒の農家に宿泊しながら、農作業の体験をしております。期間中は、農作業だけではなく、社会貢献活動として旭スポーツの森公園でサッカー教室を開催し、市内のサッカースポーツ少年団などの児童と交流を図ったり、萬力コミュニティセンターで、お世話になった農家の皆さんに夕食を振る舞ったりして交流を深めました。

次に、幽学の里での米作り事業につきましては、市内はもとより、市川市、東京方面から延べ1,000人以上の参加をいただきまして、国指定遺跡の大原幽学先生ゆかりの水田を活用しまして、5月には田植え、7月には生き物調査、9月には稲刈り体験、それから10月の収穫祭では、芋掘りや餅つきなど、さまざまな体験を通して交流を図っております。

続きまして、4のケブカトラカミキリ対策についての（1）どのような害虫かというご質問でございます。

ケブカトラカミキリは、体長が8ミリから14ミリメートルの小型のカミキリムシで、体全体が毛で覆われ、背中には帯状の模様があります。成虫は、イヌマキやナギの樹皮の内側へ産卵し、幼虫が樹皮の内側を食べるため、樹木は水や栄養分を吸い上げられなくなりまして、枯れてしまうことがあります。

このカミキリの被害に遭った木は、成虫が木から外へ出る時にあける4ミリ程度の穴が空いていることが特徴です。また、成虫の移動範囲については、100メートルから最大1キロメートルとされて、定着性があることから、被害の範囲もさほど分散はしないものとされております。

続きまして、（2）の県の対策についてです。

県の対策につきましては、植木生産者が所有していない樹木を対象に、ケブカトラカミキリ被害拡大防止事業という補助事業が創設されております。この補助事業は、市町村が事業主体となり、主に樹木へ薬剤散布を行う場合に補助されるもので、補助率は薬剤や人件費などの事業費に対して2分の1以内です。

なお、薬剤の散布に当たっては、隣接する世帯の同意が必要となっております。

続きまして、（３）の近隣市町の被害状況及び対策についてでございます。

近隣市町の被害状況や対策についてですが、県内では、平成20年に初めて匝瑳市で被害が確認され、その後、横芝光町、山武市、多古町、香取市で確認されております。このうち、被害が多くマキの生産が盛んな匝瑳市では、平成21年度から県の補助事業を活用し、防除作業を行っております。また、横芝光町では、平成22年度と平成27年度に実施しております。そのほか、多古町では広報等で周知を行っております。

続きまして、（４）の本市の対策についてです。

本市の対策についてですが、本市においては本年２月から調査を行い、市の北西部で被害木が集中しているのを確認しております。

市の対策といたしましては、３月に市内全地域の区長を通じて、防除方法等の啓発チラシを回覧するとともに、市の広報やホームページに掲載いたしました。４月には、被害木が集中している所有者10名へ対策方法を通知するとともに、公共施設へチラシやポスターを掲示いたしました。

また、被害が発生している干潟地域全戸及び鎌数地域の一部へチラシを配布するなど、被害樹木の所有者を含め、市内全域へ被害拡大防止のため周知を行っております。

以上です。

○議長（平野忠作） 宮澤芳雄議員。

○８番（宮澤芳雄） それでは、順次再質問をさせていただきます。

１番目の防犯カメラについては（２）について、私は思うんですけども、いつの時代でも不審者の被害に遭うのは、そのほとんどが高齢者と子どもたちであると思います。既に市内の小・中学校、小学校が３校、中学校２校に防犯カメラが設置されておりますが、残りの15校、この学校内にも防犯カメラの設置が考えられているのでしょうか。併せて、保育園もお聞きするところでしたけれども、市長からご回答がありましたので、小学校、中学校についてのみお尋ねをいたします。

○議長（平野忠作） 宮澤芳雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、総務課のほうから回答のほうをさせていただきます。

児童・生徒の安全・安心な環境確保は、大変重要なことであると認識しております。学校の防犯カメラについては、これまでも改築に併せて設置を進めており、現在大規模改造工事

を行っております第一中学校にも設置をいたします。今後、防犯カメラ未設置の学校についても、計画的に設置を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平野忠作） 宮澤芳雄議員。

○8番（宮澤芳雄） ぜひともカメラの設置を全校にお願いしたいと思います。

続きまして、2の奨学金についてお尋ねをいたします。

先ほど3.5の平均値の見直しができないものかという回答は、今国のほうが給付型ということで検討中だということです、ぜひとも旭市単独で、またご検討いただきたいと思います。

また、給付額なんですけれども、非常に喜ばれているんですけれども、今の大学生、これに対して1万4,400円なんですけれども、もう少し考慮していただきまして、2万円ぐらいに引き上げることはできないものでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（平野忠作） 宮澤芳雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） 大学生等に対します給付金額を引き上げられないものかということでございますけれども、その点についてお答え申し上げます。

旭市の奨学金制度であります旭市育英資金は、現在高校生で月額9,900円、大学生等で1万4,400円でございます。本市の育英資金は、先ほど申し上げましたとおり給付型でございます。県内の状況を見ますと、本市と同じように給付型として実施している市町村は数は少なく、その中でも本市の給付額は、他市町村に比べて充実しているところでございます。

ご質問の大学生等の給付額の引き上げについてでございますが、この件につきましても、現在国の給付型奨学金の検討の状況を注視しながら対応してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 宮澤芳雄議員。

○8番（宮澤芳雄） 前向きな回答ありがとうございます。ぜひともご検討いただきたいと思います。

それでは、3番目に入ります。

私のほうから、幽学の里についてお尋ねをしたいと思います。幽学の里で米作りですね。

この幽学の里で米作り交流では、農業体験の後、5月には田植えの後、旭市内でイチゴ狩りをしてお帰りになるそうです。しかしながら9月の稲刈りでは、終了後直ちにお帰りにな

ってしまう。せっかくの機会ですから、この旭市を訪れてくれた子どもたちに、市内の産物等PRをしていただいて、また、何らかの体験を通じて、ぜひとも産物をお持ち帰りいただきたいというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（平野忠作） 宮澤芳雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 農水産物のPRにつきましては、交流事業を進める上で重要なものと考えております。そのため、各行事において、可能な限り昼食の時間等を利用して、市内生産者による旬の野菜などの農産物や性学もちなどの加工品の販売を行っております。

また、お帰りの際は、旭市産の農畜水産物が購入できる、道の駅季楽里あさひにも立ち寄っていただくよう、案内させていただいております。稲刈り体験や10月の収穫祭におきましても、しっかりとPRしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（平野忠作） 宮澤芳雄議員。

○8番（宮澤芳雄） 交流事業は言うまでもなく、双方、お互いにメリットがないと長い間続けていくことは困難だと考えます。現在、旭市から農産物のPRを兼ねて、市川市に直売に出向いているとのこととあります。市川市のホームページに、道の駅の整備計画が載っています。平成29年度開設準備とされていますが、食の郷・旭を前面にPRして、旭市産の産物を納入させていただければ、お互いに大きな経済効果が得られると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（平野忠作） 宮澤芳雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 市川市の道の駅への旭市の産物の納入をというご質問ですが、市川市に整備される道の駅ですので、旭市の道の駅と同様、地元産の農産物や加工品等を中心に販売されることと思います。旭市産の農畜水産物の納入に関しましては、道の駅季楽里あさひや市内の生産者などと協議し、積極的に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（平野忠作） 宮澤芳雄議員。

○8番（宮澤芳雄） 前向きなコメントをありがとうございます。

旭市の産業まつりに、姉妹都市の茅野市からいろいろと茅野市の名産であるリンゴだとか、いろいろと持って販売に来てくれます。そこには長蛇の列ができるぐらい盛況であります。

旭市、市川市を比べますと、立地の条件が全く違います。旭市には本当に豊富な産物があるわけであります。ぜひともそれを市川市に提案していくということが、非常に向こうにとっても本当にありがたいことだと思いますので、ぜひとも実現するようお願いしたいと思います。

この交流事業を通じて、子どもたちの農業体験が基でスタートした事業が、道の駅を通じて、またそれが両市の間に深い関係ができて、つながりができて、やがて災害協定等の結びつきができていけば、この交流事業等にもすばらしい成果につながっていくというふうに考えます。ぜひともこれからまた頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、4番のケブカトラカミキリについてお尋ねをいたします。

4月に同僚議員の米本議員が連絡をくれまして、どうも干潟地区のほうに、旭市北西部と言いますけれども、鐺木地区のほうに随分枯れたマキがあるという連絡を私もいただいたんですけども、宮澤さんご存じですかということから始まったんですけども、実は知りませんでした。

現場に赴きましたところ、随分木が枯れているなど。個々の家に知っている人がいましたので確認したら、実はこれ、去年枯れちゃったんだよと言った木もありまして、これは早急に対策をとらなければならないということから始まりました。

それで、一つ確認させてもらいたいんですけども、先に県の対策についてということでですけども、2番目に行きます。1番目はもうよく分かりましたので。

改めて確認したいんですけども、この県の対策の中で、薬剤を散布する対象の、これは業者ではなくて各個人の家のマキだったでしょうか。お願いします。

○議長（平野忠作） 宮澤芳雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 県の補助事業の対象になるマキは、生産者のものか個人のものかということでご質問でございました。

県の補助事業の対象になっているのは、個人の所有しているマキ、庭木とかマキ塀とか、そういったものが対象になりまして、マキの木を専門に生産している方のマキにつきましては対象とはなっておりません。

以上です。

○議長（平野忠作） 宮澤芳雄議員。

○8番（宮澤芳雄） ありがとうございます。

近隣の市町の被害状況並びに対策についても先ほどお聞きしましたので、（４）の本市の対策について改めてお尋ねをいたします。

県のホームページには、平成25年現在、市内の状況が記されておりますが、旭市は載っておりませんでした。本市でも確認したのは4月ということですので、その時点で農水産課で確認をした時に、真っ先にこの処置をしてくれた。いろいろ先ほど説明がありましたけれども、対応が本当に早かったので多くのマキが救われたと思います。

今後の対策なんですけれども、防除と枯死に対する市単独で、県の補助金はまた別として、お考えがあるでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（平野忠作） 宮澤芳雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 県の補助事業は別として、市の対応、補助金というご質問ですけれども、市単独の補助金についてですが、現在防除については個人個人で対応をお願いしているところで、補助事業の実施は考えておりません。

なお、これ以上の被害の拡大を防止するため、防除方法や被害対策については、引き続き広報やチラシ、ホームページなどを活用しまして、市民の皆様へ呼びかけていく考えでございます。

以上です。

○議長（平野忠作） 宮澤芳雄議員。

○8番（宮澤芳雄） 引き続きこの害虫に対する対策を続けていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（平野忠作） 宮澤芳雄議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了いたしました。

○議長（平野忠作） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は23日定刻より開会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時33分